

社会福祉法人愛の集い学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の集い学園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬(費用弁償を含む)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」により旅費等を支給することができる。

- 2 評議員については、同条第1項に準ずる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

名 称	報酬(費用弁償 費を含む)	備 考
理 事 長 出 席 報 酬 等 (日額)	15,000 円	
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	20,000 円	
理事及び評議員出席報酬等 (日額)	10,000 円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	15,000 円	
監 事 出 席 報 酉 (日額)	10,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酉 等 (日額)	15,000 円	